

監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第5号(4-1)

| 監 査 指 摘 事 項 | 原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること) | 措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること) |
|--|--|-------------------------------------|
| <p>◎ 水産経済部 ● 水産加工振興センター</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 暖房機取替工事及び高圧電力用負荷開閉器取替工事に係る契約書において、契約書頭書に契約保証金免除の記載があるが、契約書本文には第4条(契約の保証)の条文が残っており、契約内容に不整合があるので、契約内容を十分確認のうえ、契約事務を進められたい。</p> | <p>契約規則に関する法令の確認と、執行伺書附記の記載内容及び契約書の記載内容の双方の確認を怠り、事務処理を行ったため。</p> | <p>今後、課内での確認を徹底し、適正な事務処理をいたします。</p> |

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第5号 (4-2)

| 監 査 指 摘 事 項 | 原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること) | 措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること) |
|--|---|---|
| <p>● 商工労働観光課 ○ 観光振興担当</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 明治公園第1公衆トイレ施設点検業務委託契約において、令和7年3月1日から15日までの15日間、仕様書に定める施錠時間より40分早く施錠していたにもかかわらず、検査合格としている。完了届に添付の業務日誌には開場時間及び施錠時間が記載されており、これにより事実関係が確認できるので、確認を徹底するとともに、契約書どおりに履行するよう指導されたい。</p> <p>(2) 白鳥台センターのボイラー修繕について、根室市白鳥台センター管理業務協定書の仕様書別表1では、1件10万円以下の小破修繕は指定管理者が補修を行い、10万円を超える場合は市が補修を行うと規定されているが、10万円以下の修繕にもかかわらず、市が経費を支出している事例が確認された。なお、仕様書10(1)③では、小破修繕が委託料を超える場合は市と協議をすることと規定されているが、その協議記録も確認できないことから、該当修繕については指定管理者が行うべきものであり、今後は協定内容の確認を徹底し、協定書どおりに履行されたい。</p> <p>(3) 落石岬木道補修契約において、契約書第9条第2項に基づく検査の結果が、受注者に対し通知されていないので、契約書どおりに履行されたい。</p> <p>(4) 根室市観光情報発信業務委託契約に関し、以下の点について、契約内容の確認を徹底し、契約書どおりに履行されたい。 ① 契約書第9条第1項に基づく業務総括責任者および業務担当者が、受注者より通知されていない。 ② 契約書第10条第1項に基づく業務計画書が、受注者より提出されていない。 ③ 契約書第12条に基づく業務担当者が、受注者に通知されていない。</p> | <p>(1) 提出書類の確認不足によるもの。</p> <p>(2) 協議を行い、市が修繕をすることとしたが、協議記録の作成を怠ったことによるもの。</p> <p>(3) 契約書及び提出書類の確認不足によるもの。</p> <p>(4) 契約書及び提出書類の確認不足によるもの。</p> | <p>課内での確認を徹底し、適正な事務処理に努めることとします。 また、受注者に対し、契約書どおりの履行を指導してまいります。</p> <p>協定の規定に基づき、協議した場合には協議記録の作成の上、適正な事務処理に努めることとします。</p> <p>課内での確認を徹底し、適正な事務処理に努めることとします。</p> <p>課内での確認を徹底し、適正な事務処理に努めることとします。</p> |

監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第5号 (4-3)

| 監 査 指 摘 事 項 | 原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること) | 措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること) |
|---|---|---|
| <p>(5) 落石岬表層地質調査業務委託契約に関し、以下の点について、契約内容の確認を徹底し、契約書どおりに履行されたい。</p> <p>① 契約書第10条に基づく業務主任担当者が、受注者より通知されていない。</p> <p>② 契約書第11条第1項に基づく主任技術者が、受注者より通知されていない。</p> <p>(6) ネムロナビ2024の購入契約において、実際の納入は令和6年7月と9月の2回であったにもかかわらず、各回の納入通知が提出されず、9月に全数を一括で納入したものと通知されている。契約書第5条では物品を納入しようとするときは、その旨を通知するものとしているため、納入の都度通知する必要がある。契約内容の確認を徹底し、契約書どおりに履行されたい。</p> | <p>(5) 契約書及び提出書類の確認不足によるもの</p> <p>(6) 契約内容の確認不足によるもの。</p> | <p>課内での確認を徹底し、適正な事務処理に努めることとします。</p> <p>課内での確認を徹底し、適正な事務処理に努めることとします。</p> |

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第5号 (4-4)

| 監 査 指 摘 事 項 | 原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること) | 措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること) |
|--|--|--|
| <p>◎ 選挙管理委員会事務局 ○ 選挙担当</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 公営ポスター掲示場設置及び撤去工事において、見積書提出通知に予定価格が記載されているが、予定価格の公表は建設工事に係る競争入札が対象であるので、執行前の確認を徹底されたい。</p> <p>(2) 投票所スロープ設置及び撤去業務委託において、請書に収入印紙が貼付されていないが、当該業務委託はその業務内容から「請負に関する契約書」に該当すると認められるため、今後は契約金額に応じた収入印紙を貼付するよう受注者に指導されたい。</p> <p>(3) 投・開票所設営及び撤去業務委託契約において、執行伺書、見積合執行通知、契約締結時には業務委託場所として「投票所16箇所、開票所1か所(青少年センター)」との記載があり、契約書第1条においても「別紙「投票所設営一覧表及び開票所配置一覧表」に基づき投・開票所設営及び撤去業務を委託する」旨の記載があるが、契約書には開票所配置一覧表が添付されておらず、通知内容と契約内容に不整合があるので、契約書の作成にあたっては内容の整合性を十分に確認されたい。</p> | <p>(1) 担当者及び課内での確認が不十分だったもの。</p> <p>(2) 担当者及び課内での確認が不十分だったもの。</p> <p>(3) 担当者及び課内での確認が不十分だったもの。</p> | <p>(1) 課内での確認を徹底し、適正な事務処理をいたします。</p> <p>(2) 課内での確認を徹底し、適正な事務処理をいたします。</p> <p>(3) 課内での確認を徹底し、適正な事務処理をいたします。</p> |